

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3 「残し発泡酒」の意義等</u></p> <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>3 残しビール等の取扱い</p> <p>残しビール等(残しビール及び残し発泡酒をいう。以下同じ。)のうち、次の用途に使用するものは、発酵容器から取り出した時点をもって、その残しビール等全体を酒母として取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> この規定の用途以外に使用する残しビール等は、ビールの定義の3〈「残しビール」の意義等〉及び発泡酒の定義の<u>3</u>〈「残し発泡酒」の意義等〉による酒類であることに留意する。</p> <p>第23条 税率</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p><u>3 発泡酒の原料の重量計算</u></p> <p><u>発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当たっては、ビールの定義の3〈麦芽の重量計算〉の定めを準用する。</u></p> <p>(注) <u>麦芽を原料の全部又は一部としたアルコール含有物は、平成29年改正令(酒税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第110号)をいう。以下同じ。)</u> <u>附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》によることに留意する。</u></p> <p><u>4 「残し発泡酒」の意義等</u></p> <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>3 残しビール等の取扱い</p> <p>残しビール等(残しビール及び残し発泡酒をいう。以下同じ。)のうち、次の用途に使用するものは、発酵容器から取り出した時点をもって、その残しビール等全体を酒母として取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p><u>2 アルコール分を有する残しビール等(麦芽を原料の全部又は一部としたものに限る。)</u> <u>を発泡酒の製造に使用する場合は当該残しビール等は、平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》のアルコール含有物に該当することに留意する。</u></p> <p><u>3</u> この規定の用途以外に使用する残しビール等は、ビールの定義の3〈「残しビール」の意義等〉及び発泡酒の定義の<u>4</u>〈「残し発泡酒」の意義等〉による酒類であることに留意する。</p> <p>第23条 税率</p>

案

改正後	改正前						
(削除)	<p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p>(1) <u>法第3条第18号イ《その他の用語の定義》の規定に該当する発泡酒（アルコール分10度未満のものに限る。）に適用される平成29年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）をいう。以下この条において同じ。）附則第36条第5項第1号及び第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率は、平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》及び平成29年改正規則（酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第22号）をいう。以下この条において同じ）附則第4条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</u></p> <p>(注) <u>平成29年改正規則附則第4条の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</u></p> <p>[計算例]</p> <p>・ <u>発泡酒の原料の重量等</u></p> <table border="0"> <tr> <td>麦芽</td> <td>43.5kg</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70 kg</td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> </tr> </table> <p>アルコール含有物 <u>10 ℓ（アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度）</u></p> <p>・ <u>麦芽の重量の計算</u></p> $43.5 \text{ kg} + \frac{150 \text{ kg}}{1,000} \times 100 = 45 \text{ kg} \dots\dots \text{A}$ <p>(麦芽) (アルコール含有物の麦芽：平成29年改正令附則3①及び③)</p> <p>・ <u>原料の重量の計算</u></p> $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25 - 20}{100} + \frac{100}{1,000} \times 20 \text{ kg} \times 5 \text{ (度)}$ <p>(麦芽) (麦) (糖類) [平成29年改正規則附則4] (平成29年改正令附則3②及び③)</p> $= 176.2 \text{ kg} \dots\dots \text{B}$ <p>※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て</p> <p>・ <u>麦芽比率（税率適用区分）</u></p> $(A / B) = 25.5\% \text{ (平成29年改正法附則36⑤一適用)}$ <p>(2) <u>法第3条第18号ロの規定に該当する発泡酒については、次のものに限り、平成29年改正法附則第36条第5</u></p>	麦芽	43.5kg	麦	70 kg	糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)
麦芽	43.5kg						
麦	70 kg						
糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)						

案

改正後	改正前
<p>1 混和酒の税率適用区分の取扱い</p> <p>2 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い (削除)</p>	<p>項第2号に規定する税率（1キロリットルにつき、<u>134,250円</u>）が適用される。</p> <p>イ <u>糖類、ホップ、水及び平成29年改正令による改正前の令第20条第1項各号《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p>ロ <u>平成29年改正令による改正前の令第20条第2項《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p><u>(注) 法第3条第18号ロの規定に該当する発泡酒のうち、上記イ又はロに定めるもの以外の酒類については、平成29年改正法附則第36条第4項に規定する発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、<u>181,000円</u>）が適用されることに留意する。</u></p> <p>2 混和酒の税率適用区分の取扱い</p> <p>3 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い</p> <p>4 旧酒税法に基づく適用税率の取扱い</p> <p><u>旧酒税法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による改正前の酒税法をいう。）法第22条《課税標準及び税率》第1項各号に規定するアルコール分は、次による。</u></p> <p><u>(1) 「アルコール分が15度を下る1度（1度未満の端数があるときはその端数は1度とみなす。）」とは、アルコール分が15度を0.1度下るものも含まれるものである。したがって、アルコール分が14.8度の場合は、<u>15度－14.8度＝0.2度</u>となり、15度を下るものに含まれ、かつ、その下る度数が1度未満であるから、<u>1度とみなすものである。</u></u></p> <p><u>(2) 「アルコール分が13.5度を下る1度（1度未満の端数があるときはその端数は1度とみなす。）」の場合には、下る度数の計算の基点は13.5度であるから留意する。したがって、みりんの場合においては、アルコール分が、<u>12.5度のものは13.5度－12.5度＝1.0度</u>となり、<u>1度下るものであるが、アルコール分が12.4度のものは、<u>13.5度－12.4度＝1.1度</u>となり、<u>2度下るものである。</u></u></u></p> <p><u>(注) みりんのアルコール分が8.4度の場合には13.5度</u></p>

案

改正後	改正前
<p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>酒類製造者及び酒母又はもろみの製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおり。</p> <p>なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原料及び副産物関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 受入れ又は払出しをした物品の品名、成分、数量及び価格(価格については、当該価格が記載された伝票等を保管し、かつ、その旨を記帳する方法によっても差し支えない(以下(6)―4ハまでにおいて同じ。))</p> <p>(注) 品名とは、例えば、米については、玄米と白米の別、うるち米ともち米の別等をいう。</p> <p>ハ 引渡人又は受取人の住所及び氏名又は名称並びに引渡先又は受取先の所在地及び名称(これらが記載された伝票等を保管し、かつ、その旨を記帳する方法によっても差し支えない(以下(3)―4ヌまでにおいて同じ。))</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 貯蔵関係</p> <p>(4)―1 (省略)</p> <p>(4)―2 酒類割水関係</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4)―3 (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 移出入関係</p> <p>(6)―1 課税移出関係</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p><u>−8.4度=5.1度となり、計算上は6度下るものとなるが、その税率はアルコール分が8度未満のものと同類となるのであるから留意する。</u></p> <p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>酒類製造者及び酒母又はもろみの製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおり。</p> <p>なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 原料及び副産物関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 受入れ又は払出しをした物品の品名、成分及び数量並びに価格</p> <p>(注) 品名とは、例えば、米については、玄米と白米の別、うるち米ともち米の別等をいう。</p> <p>ハ 引渡人又は受取人の住所及び氏名又は名称並びに引渡先又は受取先の所在地及び名称</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 貯蔵関係</p> <p>(4)―1 (同左)</p> <p>(4)―2 酒類割水関係</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p><u>ヘ 純アルコール数量の増減数量</u></p> <p>(4)―3 (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 移出入関係</p> <p>(6)―1 課税移出関係</p> <p>イ～ニ (同左)</p>

案

改正後	改正前
<p>ホ 受取人の住所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称 <u>(受取人の住所及び移出先の所在地については、それらが記載された伝票等を保管し、かつ、その旨を記帳する方法によっても差し支えない(以下(6)―4ニまでにおいて同じ。))</u></p> <p>(6)―2～4 (省略)</p> <p>(7) その他</p> <p>(7)―1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の混和酒等については混和割合</p> <p><u>なお、腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみがこれまでに移出されたものではない場合(法第28条の3第1項の規定の適用を受けた場合を除く。)</u>には、これらの記帳を省略することとしても差し支えない。</p> <p>ホ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみの容器容量区分、容器個数及び数量又は容器番号、深さ、数量及び適用税率</p> <p><u>なお、腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみがこれまでに移出されたものではない場合(法第28条の3第1項の規定の適用を受けた場合を除く。)</u>には、深さ及び適用税率の記帳を省略することとしても差し支えない。</p> <p>へ (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>ト 腐敗した酒類、酒母又はもろみに対する措置</p> <p>(7)―2・3 (省略)</p> <p>4 記帳義務における記帳の取扱い</p> <p>令第52条第2項《<u>記帳義務</u>》の規定による記帳は、帳合取引、贈与、自家消費、返品等を含めて行わせることに取り扱う。</p> <p><u>また、次の事項については、当該事項が記載された伝票等を保管し、かつ、その旨を記帳する方法によっても差し支えない。</u></p> <p>(注) 令第52条第3項に規定する小売の場合における「<u>受取人及び移出先</u>」又は「<u>受取人及び受取先</u>」に</p>	<p>ホ 受取人の住所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称</p> <p>(6)―2～4 (同左)</p> <p>(7) その他</p> <p>(7)―1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の混和酒等については混和割合</p> <p>ホ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみの容器容量区分、容器個数及び数量又は容器番号、深さ、数量及び適用税率</p> <p>へ (同左)</p> <p>ト 届出年月日</p> <p>チ 腐敗した酒類、酒母又はもろみに対する措置</p> <p>(7)―2・3 (同左)</p> <p>4 記帳義務における記帳の取扱い</p> <p>令第52条《<u>記帳義務</u>》第2項〈<u>酒類の販売業者の記帳義務</u>〉の規定による記帳は、帳合取引、贈与、自家消費、返品等を含めて行わせることに取り扱う。</p>

案

改正後	改正前
<p><u>係る事項は、この方法によらずともその記載を省略することができることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>令第52条第2項第1号に規定する「価格」及び「引渡人の住所及び氏名又は名称並びに引渡先の所在地及び名称」</u></p> <p>(2) <u>令第52条第2項第2号に規定する「価格」及び「受取人の住所及び氏名又は名称並びに受取先の所在地及び名称」</u></p> <p>(3) <u>令第52条第2項第3号に規定する「売買当事者の住所及び氏名又は名称」及び「価格」</u></p> <p>なお、酒類の販売業者が次に掲げる事項を厳守する場合については、払出した酒類のうち卸売（製造者又は販売業者に販売することをいう。）したもの以外のもの限り、令第52条第2項第2号に規定する「払出した酒類の数量」及び「払出しの年月日」の記載に代えて、払出した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳（以下「一括記帳」という。）させても差し支えない。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p>	<p>なお、酒類の販売業者が次に掲げる事項を厳守する場合については、払出した酒類のうち卸売（製造者又は販売業者に販売することをいう。）したもの以外のもの限り、令第52条第2項第2号に規定する「払出した酒類の数量」及び「払出しの年月日」の記載に代えて、払出した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳（以下「一括記帳」という。）させても差し支えない。</p> <p>(1)・(2)（同左）</p>
<p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>（削除）</p> <p>10 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い</p> <p>11 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵した焼酎等又は着色料を原料とする場合、製造後の着色度が¹²〈木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い〉に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>（注）1・2（省略）</p> <p>12 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項第2号《承認を受ける義務》に規定する</p>	<p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い</p> <p><u>規則第16条第3号《承認を受ける義務》に規定する税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認は、原則として与えないこととし、やむを得ないと認められる場合は、国税局長の指示により承認を与える。</u></p> <p>11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い</p> <p>12 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵した焼酎等又は着色料を原料とする場合、製造後の着色度が¹³〈木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い〉に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>（注）1・2（同左）</p> <p>13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項第2号《承認を受ける義務》に規定する</p>

案

改正後	改正前
<p>木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(注) 同号に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 酒類の品目の表示 酒類の品目（「連続式蒸留焼酎」又は「単式蒸留焼酎」）の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の2〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉(2)及び(3)の定め（以下この12において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100ml以下の容器を除く。）。 イ・ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>13 ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出する場合の承認の取扱い</p> <p>14 「ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツ」の意義</p> <p>15 「専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為」の意義</p> <p>16 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>第3編 租税特別措置法関係 第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例 第1項関係 4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) (省略) (2) ただし、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の1〈混和酒の税率適用区分の取扱い〉の定めに基づいて算出した酒税額に、当年度酒税累計額の区分に応じて、措置法第87条第1項各号</p>	<p>木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(注) 同号に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 酒類の品目の表示 酒類の品目（「連続式蒸留焼酎」又は「単式蒸留焼酎」）の表示は、第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の2〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉(2)及び(3)の定め（以下この13において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100ml以下の容器を除く。）。 イ・ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>14 ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出する場合の承認の取扱い</p> <p>15 「ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツ」の意義</p> <p>16 「専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為」の意義</p> <p>17 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>第3編 租税特別措置法関係 第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例 第1項関係 4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) (同左) (2) ただし、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、第2編第23条の3〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定めに基づいて算出した酒税額に、当年度酒税累計額の区分に応じて、措置法第87条第1項各号又は</p>

案

改正後	改正前
又は第2項の表下欄に定める各割合を乗じて計算する。 (3)・(4) (省略)	第2項の表下欄に定める各割合を乗じて計算する。 (3)・(4) (同左)